

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
100010	農産物検査の規制緩和	農産物検査法 農産物検査法施行規則	農産物検査は、農産物検査法第17条第1項に基づき国が登録した登録検査機関に所属する農産物検査員が検査を行うこととなっている。登録検査機関の登録については、農産物検査法第17条第2項に基づき以下の要件が必要である。 一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。 二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。 三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。 四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。 また、農産物検査員になるためには、農産物検査法施行規則第15条第1項に基づき次のいずれかに該当する必要がある。 一 農産物検査に一年以上従事した経験を有する者 二 農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者	C		農産物検査の登録検査機関は、米麦をはじめ国民生活との関わりが深い重要な農産物について、適正な検査を行うことによりその公正かつ円滑な取引の助長等の政策目的の実現に寄与するという点で重要な役割を担っている。さらに、農産物検査は、稲作所得基盤確保対策、麦作経営安定資金、大豆交付金等各種の公的助成金の支払い要件となっているばかりでなく、その検査証明はJAS法に基づく精米表示の根拠となっており、全国的に流通・販売時に有効利用されているものである。 このため、検査の信頼性・公正性を確保する観点から、一定水準の検査能力・検査体制を有し、適正かつ確実に検査業務を実施し、その登録検査機関の登録の際の要件としているところであり、農産物検査へ参入を希望する者が、この要件を満たすものであれば、自由に新規参入が可能であり、実際、既に要件を満たす農業生産法人等が登録検査機関として参入し、農産物検査を行っているところである。 農産物検査機関は、どのような生産者から検査請求があっても原則拒否できず、公平・公正に検査を実施する義務があるが、検査請求をする地域の様々な生産者に不利益を与えないように検査業務が安定的・継続的に実施される観点から、個人ではなく法人であることを登録要件の一つとしている。 したがって、生産者個人を検査機関として登録することは困難であるが、生産者が農業生産法人等の検査機関となる法人の設立を行うことにより、現行法で農産物検査を実施する検査機関となることが可能である。						1142	1142010	検査委員の資格を緩和して認める		高尾俊吉(50010)山根平(50010)脇英世(50010)	お米の検査自由化計画
100020	肥料取締法の取扱いの緩和	-	肥料取締法において、要望内容についての規制はない。	D-1		下水汚泥を原料とする肥料は、肥料取締法第2条第2項に規定する「普通肥料」に該当し、すでに公定規格も設定されているため、同法第4条第1項に基づき農林水産大臣の登録を受けることにより、その生産並びに販売は可能である。	提案内容は実現可能と解して良いか。					1237	1237010	国土交通省の補助事業は、下水道法によって接続を義務付けられるというメリットはあるものの、都市型の下水道事業となるために5万人以下の地方自治体には、過大計画となる場合が多い。 現在では、農林水産省が集落排水事業として、下水道事業を実施しているため、その法的運用を組み合わせると財政負担を軽減する下水道事業を具体化できる。 具体的要望内容 国土交通省の補助事業として下水道法で実施する。 処理水質はBOD15mg/lとする。 汚泥は一般廃棄物として取扱う。 水質分析の項目や頻度は、浄化槽と同様とする。	国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行われている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。 処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用することとし、肥料として活用する。 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。 この3点が特区として認められれば年間維持管理費を大幅に減額することができる。	土壌浄化法事業推進連合会	スリム下水道事業
100030	肥料取締法の取扱いの緩和	-	肥料取締法において、要望内容についての規制はない。	E		肥料取締法において、「人糞」は、同法第2条第2項に基づく「特殊肥料」として農林水産大臣が指定(指定名:「人ふん尿」)しており、当該肥料を業として生産する場合には、同法第22条に基づき、生産を開始する2週間前までに生産事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることと規定されているが、この使用についての規制は設けられていない。また、国では「人糞」を肥料として散布することを禁止するような指導も行っていない。	提案内容は実現可能と解して良いか。					1238	1238010	人糞は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「肥料取締法」などにより、昔のように栽培区域に散布できないような指導が行なわれている。 しかし、人糞を有効な資源としてとらえたところや、し尿処理場の整備が進んでいない山間部では、昔ながらに下肥を肥料として利用しているところもある。また、土壌の持っている浄化力や分解力は「穴を掘ってごみを埋めておく」といつのまにか分解している」という自然現象に見られるように、古来から知られている事実である。 このような土壌の持つ自然の力を評価することとあわせて、昭和村では、からむしという植物を生産させるためには、人糞の施肥が不可欠で、古来からの伝統産業を高品質に維持するためには、人糞を有効な資源とみなすことが必要で、規制について特例として除外してほしい。 (法的運用) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 肥料取締法 建築基準法 浄化槽法	小野川地区200人を対象に二つの地区に分ける。 それぞれの地区の水洗トイレ原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域まで収集する。 からむし栽培区域に一次処理装置として沈殿分離槽を設置する。 1地区の汚水量2.7m ³ /日について540mのトレンチが必要でトレンチをからむし栽培区域に設置する。 トレンチとトレンチのうね間からからむしを植栽する。 沈殿分離槽に堆積した汚泥は、1年間に1回春焼畑された後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。	福島県昭和村	ソイルエネルギーからむし特区
100041	馬鈴薯種苗原種の増殖に関する規定の緩和	マイクロチューバーを用いた種ばれいしょの増殖について(平成11年10月29日付け10農産第8110号農産園芸局長通知)	ばれいしょの種苗については、増殖率が低く(病害虫に弱いことから、新品種の増殖に当たっては、ウイルスフリー化した後、網室基本は原種は原種は採種はという増殖体系をたどることが一般的であるが、こういった通常の増殖方法では長期間を要するという問題がある。 新品種の急速な増殖を可能とする方法として、ウイルスフリー化後、組織培養によって培養器内でウイルスフリーの種いもを大量に培養する「マイクロチューバー」技術や、今回提案のあった「ハリスチューバー」技術が確立されつつあるが、「マイクロチューバー」については、種いもの急速増殖が可能である一方で、種いもが小さい(1g程度)ため、萌芽の不安定さ等がみられるといった種苗として品質面に課題が残されていることから、平成10年度に左記の局長通知を発出し、国として「マイクロチューバー」の生産状況を把握しているところである。	E		提案のあった「ハリスチューバー」技術による種ばれいしょ(原種)の生産については、植物防疫法に基づく検査を受けて合格したものであれば、種ばれいしょとして取り扱ってさしつかえない。なお、左記の局長通知は「マイクロチューバー」の生産状況を把握する必要から、「マイクロチューバー」を対象として実施しているものであり、法律に基づく規制ではなく、また、増殖方法の異なる「ハリスチューバー」はそもそも対象となっていない。	提案内容は実現可能と解して良いか。				1048	1048010	馬鈴薯の種苗において、組織培養由来の種苗としては「マイクロチューバー」が原種として認められており、種苗の増殖に関する規定が存在する。組織培養由来から生産される「ハリスチューバー」は適切な管理を行えば種苗として適当であると考えられることより、この規定を緩和し「ハリスチューバー」を「マイクロチューバー」と同等の扱いとする。	「ハリスチューバー」を原種として大量に生産することにより、既存の増殖システムと比べて新品種の普及スピードを早くすることが可能であり、実需者の望む品種をタイムリーに供給する。また、増殖世代数の短縮により種苗の品質の向上を目指したい。	カルビーポテト株式会社	ハウスチューバー技術を用いた馬鈴薯種苗生産特区	

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
100042	馬鈴薯種苗原原種の増殖に関する規定の緩和	民間機関において生産されるマイクロチューバーの取扱いについて(平成11年1月29日付け10-276植物防疫課長通知)	繁殖の用に供する馬鈴しよ(種馬鈴しよ)については、植物防疫法第13条第1項に基づき病害虫の付着の有無を確認するため植物防疫官による検査が必要となっており、現行の種馬鈴しよ検査規程(昭和26年農林省告示第59号)において(独)種苗管理センターが生産する種馬鈴しよ以外も検査対象とできる旨規定するとともに、種馬鈴しよ検査実施要領等でその検査手法等について規定しているところである。 しかしながら、マイクロチューバーを用いた種馬鈴しよの生産については、マイクロチューバーの特性に鑑み、局長通知(マイクロチューバーを用いた種馬鈴しよの増殖について)を踏まえ、別途植物防疫官による調査の細部取扱いを定めているところである。	B-2		種馬鈴しよについては、病害虫のまん延防止を図る観点から植物防疫法に基づく検査を受けていただく必要があり、ハウスチューバーの取扱いについては現行制度においても対応可能であるが、これまでハウスチューバーによる増殖を想定していなかったことから、今回の提案を受け、ハウスチューバーにより増殖する種馬鈴しよの検査の細部取扱いを早急に明確化することにより適切な検査が実施できるよう対応していきたいと考える。	貴省の回答に「早急に明確化することにより適切な検査が実施できるよう対応していきたい」とあるが、いつまでにどのような対応をするのか明確にされたい。			ハウスチューバーにより増殖する種馬鈴しよの検査についての技術的な検討を行い、これらを踏まえた上で、平成17年度中に実施体制を整えることとする。	1048	1048010	馬鈴薯の種苗において、組織培養由来の種苗としては「マイクロチューバー」が原原種として認められており、種苗の増殖に関する規定が存在する。組織培養苗から生産される「ハウスチューバー」は適切な管理を行えば種苗として適当であると考えられることより、この規定を緩和し「ハウスチューバー」を「マイクロチューバー」と同等の扱いとする。	「ハウスチューバー」を原原種として大量に生産することにより、既存の増殖システムと比べて新品種の普及スピードを早くすることが可能であり、実需者の望む品種をタイムリーに供給する。また、増殖世代数の短縮により種苗の品質の向上を目指したい。	カルビーポテト株式会社	ハウスチューバー技術を用いた馬鈴しよ種苗生産特区	
100050	家畜排せつ物管理基準の適用除外	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第112号)第3条 同施行規則(平成11年10月29日農林水産省令第74号)第1条第1項	畜産業を営む者のうち、一定の頭羽数以上の家畜を飼養する者は、家畜排せつ物を一定の構造設備を備えた管理施設で管理することが義務付けられている。	D-2又はE		D-2 詳細は、構造改革特別区域基本方針別表1の1008番を参照されたい。 E 家畜排せつ物を管理する者が畜産業を営む者ではない場合には、家畜排せつ物法管理基準は適用されない。					1085	1085010	家畜排せつ物管理基準の適用除外	過疎化の進んだ地区で荒廃寸前の農地を有効に利用し、堆肥を野積みすることにより、カブト虫の飼育が可能になる。	カブト虫ボランティアクラブ	カブト虫ボランティア特区	
100060	再生可能エネルギーとして利用する場合における家畜排せつ物管理基準の適用除外	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第112号)第3条 同施行規則(平成11年10月29日農林水産省令第74号)第1条第1項	畜産業を営む者のうち、一定の頭羽数以上の家畜を飼養する者は、家畜排せつ物を一定の構造設備を備えた管理施設で管理することが義務付けられている。	C又はE		C 家畜排せつ物を再生可能エネルギーとして利用する場合に、家畜排せつ物法管理基準に不適合な方法(野積みや素掘りなど)を用いる必要性は考えにくい。これまでも、畜産業を営む者が家畜排せつ物を再生可能エネルギーとして利用する事例は複数存在するが、家畜排せつ物法に基づく管理基準に適合した方法がとられている。 E 家畜排せつ物を管理する者が畜産業を営む者ではない場合には、家畜排せつ物法管理基準は適用されない。	バイオマスを再生エネルギーとして利用するのは可能か、その場合の要件等、エネルギー利用する場合、規制に不適合な方法を用いる必要性が考えにくい理由も含め、再度回答されたい。			C 管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行うことは、家畜排せつ物の再生可能エネルギー利用(発電や熱利用等)の推進を阻害するものでないことから、特区として対応することを検討する必要はない。なお、従来から、畜産業を営む者による家畜排せつ物の再生可能エネルギー利用には複数の事例があり、いずれにおいても管理基準に適合した家畜排せつ物の管理がなされている。 E 家畜排せつ物を管理する者が畜産業を営む者ではない場合には、家畜排せつ物法管理基準は適用されない。	1150	1150020	本法律は、環境を考慮した畜産業の育成のため、家畜排せつ物の適正な処理・保管、堆肥としての有効利用の促進を定めたものであるが、家畜排せつ物を再生可能エネルギーとして位置づけ、電気や熱として利用する場合は適用除外とする。	畜産業を主体とした地区に対し、畜産排せつ物を利用したバイオマスシステムを導入し、メタンガスを取り出しガス発電機により電気や熱供給を行う。畜産排せつ物という地域資源を活用することにより、自立した地域のエネルギー供給体制が構築でき、新しいモデルケースとして社会的効果が高まり、地域の活性化及び地域振興へとつながる。	北海道稚内市 稚内新エネルギー開発株式会社(仮称) 民間企業等	稚内てっぺんプロジェクト	
100070	中央競馬と地方公営競馬における勝馬投票券の相互発売の可能性	競馬法	中央競馬の勝馬投票券発売施設で地方競馬の勝馬投票券を発売すること、地方競馬の勝馬投票券発売施設で中央競馬の勝馬投票券を発売することは現在でも可能。 また、競馬法を改正し、勝馬投票券の発売事務を地方競馬主催者から日本中央競馬会等へ委託することを可能とし、日本中央競馬会から地方競馬主催者等に委託することを可能としたところ。	D-1		今回競馬法の一部を改正(平成17年1月1日施行)し、中央競馬については、勝馬投票券の発売事務等を都道府県、市町村等に委託することができるものとしたところである。地方競馬については、当該事務の委託先として日本中央競馬会等を追加したところである。					1280	1280010	中央競馬と地方公営競馬における勝馬投票券の相互発売を可能とする	笠松競馬で行われるJRA所属場のみ、レースの勝馬投票券は、該当日の全レースを岐阜県地方競馬組合及びJRAの双方で発売できるようにする。	梅林敏彦、今井田和也、大西孝子、笠松競馬会	笠松、JRA連携特区構想	
100080	中央競馬所属馬のみ出走できる競走を地方競馬場において実施する	競馬法	現在も、指定交流競走により中央競馬所属馬が地方競馬の競走に出走することは可能。	D-1		現在においても、競馬技術の向上及び競馬の健全な発展を図ることを目的として、中央競馬と地方競馬相互間の交流が認められており、法令上、中央競馬の馬が地方競馬で出走することは可能である。しかしながら、地方競馬のレースをすべて中央競馬の馬主の所有馬で行うことは、関係者の理解が得られず現実的ではないと考えられる。なお、賞金については原則として主催者が負担すべきものである。	中央競馬の馬が地方競馬で出走することは可能であることであるが、関係者の理解が得られれば提案内容は実現可能と解して良いか回答されたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			競馬法においては、競走に出走させるために、中央、地方における馬の登録が必要であるが、これによって、すべて中央登録馬のみで地方競馬のレースを行うことや、地方競馬のレースの賞金をJRAがすべて負担することを制約しているものではない。	1280	1280020	中央競馬所属馬のみ出走できる競走を地方競馬場において実施する	笠松競馬開催日に通常の10レースに加え、JRA所属場のみによるレースを2レース実施する。このレースの賞金等はJRAの負担とする。	梅林敏彦、今井田和也、大西孝子、笠松競馬会	笠松、JRA連携特区構想	

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、見直し」	「措置の内容、見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
100090	青年農業者等育成センターの公益法人以外の指定の可能化	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	都道府県知事は就農支援資金の貸付け等の就農支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を一を限って都道府県青年農業者等育成センターとして指定することができる。	C		就農支援資金は貸倒リスクの高い新規就農者を貸付対象としており、貸付限度額が大き(最高3,700万円)、償還期間も長期(最長20年)であることから、当該業務の実施にあたっては融資相談及び審査の経験に加え貸し付けた資金の貸倒リスクに対応し得る十分な財産を有することが必要である。こうした観点から既に47都道府県において会員からの出資等により相当程度の財産(基金)を有する社団法人あるいは財団法人が都道府県青年農業者等育成センターとして指定され、10年以上にわたって業務を遂行しているところである。 他方で、都道府県農業会議は、農業及び農民の代表機関並びに行政の諮問機関として、農業委員会等に関する法律に基づき設立された特別な法人であり、農業委員会及び各種農業団体から選出されている会議員を構成員とした合議体である。その主な任務は、農地法に基づ(法令業務の処理であり、新たに融資業務を行うことによりこれらの業務に支障が生じるおそれがある。また、十分な財産も有していない、これらの理由により、都道府県農業会議が融資事業を営むことは困難である。	青年農業者等育成センターの公益法人への指定は民法34条法人に限られているが、貸付の対象を限り、金融機関の経験者を入れる等の弊害防止措置を導入することで指定の対象を拡大できないが、再度検討し回答されたい。			1 都道府県農業会議を青年農業者等育成センターとして指定することについて 都道府県農業会議は、特定の個人を支援する組織ではなく、農業・農民の一般的利益を代表する組織である。すなわち、都道府県農業会議が青年農業者等育成センターとして指定され、特定の者を直接に支援する融資事業を行うこととなった場合には、農地の転用許可や開発行為の許可、賃貸借の解約等の許可に関する答申など、公平性・公正性を確保しなければならない権利制限に係る業務において、公平・公正な判断がなされなくなることなどの弊害が生じる恐れがある。よって、都道府県農業会議を青年農業者等育成センターの指定の対象とすることは適切ではない。 2 現行制度でも対応可能なことについて 平成13年度から就農相談窓口の一元化を推進しており、青年農業者等育成センターと都道府県農業会議が「フロンティア」により隣接して業務を実施しているところや、「共同事務局」を設置し窓口を統一しているところもある。これらの手法により、新規就農者の利便性の向上と新規就農支援体制の効率化を図ることは可能と考えられる。 3 御提案頂いている弊害防止措置について 資金種類を限定することについては借受者の選択肢・利便性を損なうものであり、運営費助成の中で貸倒引当金を整備することについては地方自治体による助成が継続的に行われない場合に新規就農者に対する貸付けが円滑に行われない恐れがあり、いずれも認められない。	1179	1179010	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条における青年農業者等育成センターの公益法人への指定の規制を緩和し、農業会議へも指定できるようにする。	就農相談窓口を農業会議に一本化して、新規就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を全て農業会議において行い、新規就農相談者の利便性の向上と、新規就農支援体制の効率化を図る。	愛知県農業会議	新規就農相談窓口の整備構想	
100090	青年農業者等育成センターの公益法人以外の指定の可能化	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	都道府県知事は就農支援資金の貸付け等の就農支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を一を限って都道府県青年農業者等育成センターとして指定することができる。	C		就農支援資金は貸倒リスクの高い新規就農者を貸付対象としており、貸付限度額が大き(最高3,700万円)、償還期間も長期(最長20年)であることから、当該業務の実施にあたっては融資相談及び審査の経験に加え貸し付けた資金の貸倒リスクに対応し得る十分な財産を有することが必要である。こうした観点から既に47都道府県において会員からの出資等により相当程度の財産(基金)を有する社団法人あるいは財団法人が都道府県青年農業者等育成センターとして指定され、10年以上にわたって業務を遂行しているところである。 他方で、都道府県農業会議は、農業及び農民の代表機関並びに行政の諮問機関として、農業委員会等に関する法律に基づき設立された特別な法人であり、農業委員会及び各種農業団体から選出されている会議員を構成員とした合議体である。その主な任務は、農地法に基づ(法令業務の処理であり、新たに融資業務を行うことによりこれらの業務に支障が生じるおそれがある。また、十分な財産も有していない、これらの理由により、都道府県農業会議が融資事業を営むことは困難である。	青年農業者等育成センターの公益法人への指定は民法34条法人に限られているが、貸付の対象を限り、金融機関の経験者を入れる等の弊害防止措置を導入することで指定の対象を拡大できないが、また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			1 都道府県農業会議を青年農業者等育成センターとして指定することについて 都道府県農業会議は、特定の個人を支援する組織ではなく、農業・農民の一般的利益を代表する組織である。すなわち、都道府県農業会議が青年農業者等育成センターとして指定され、特定の者を直接に支援する融資事業を行うこととなった場合には、農地の転用許可や開発行為の許可、賃貸借の解約等の許可に関する答申など、公平性・公正性を確保しなければならない権利制限に係る業務において、公平・公正な判断がなされなくなることなどの弊害が生じる恐れがある。よって、都道府県農業会議を青年農業者等育成センターの指定の対象とすることは適切ではない。 2 現行制度でも対応可能なことについて 平成13年度から就農相談窓口の一元化を推進しており、青年農業者等育成センターと都道府県農業会議が「フロンティア」により隣接して業務を実施しているところや、「共同事務局」を設置し窓口を統一しているところもある。これらの手法により、新規就農者の利便性の向上と新規就農支援体制の効率化を図ることは可能と考えられる。 3 御提案頂いている弊害防止措置について 資金種類を限定することについては借受者の選択肢・利便性を損なうものであり、運営費助成の中で貸倒引当金を整備することについては地方自治体による助成が継続的に行われない場合に新規就農者に対する貸付けが円滑に行われない恐れがあり、いずれも認められない。	1188	1188010	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条における青年農業者等育成センターの公益法人への指定の規制を緩和し、農業会議へも指定できるようにする。	愛知県農業会議では昭和60年代から新規参入者の受入相談事業に積極的に取組み、県内の中山間地に15名以上が新規参入し定着するなど就農相談のノウハウを蓄積している。就農相談窓口を農業会議に一元化して、新規就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を全て農業会議において行い、新規就農相談者の利便性の向上と、新規就農支援体制の効率化を図る。	愛知県	新規就農相談窓口の一元化構想	
100100	農業生産法人の事業範囲の拡大	農地法第2条第7項第1号かつ書き	農業生産法人の事業については、農業及び関連事業が過半を占めなければならない。	C		販売を目的とした堆肥の製造については、その製造した堆肥の一部を自己の農業生産に使用していれば関連事業に該当する。また、提案にある動植物性残渣を引き取る事業は、農業関連事業の売上に含まれることはできないが、売上げの2分の1未満の範囲であれば同事業を行うことは可能である。 これは、農業及び農業関連事業以外の事業のウエートを制限することで、法人経営のうちの農業以外の部門の業績等が農業部門の安定性を損なうことのないようにしているものである。例えば、提案にある動植物性残渣を引き取る事業の業績が悪化した場合、農業部門に悪影響を及ぼす恐れがある。 また、動植物性残渣を引き取る事業を農業関連事業とした場合、実質的な産業廃棄物処理事業者が農業生産法人となる懸念が払拭できず、農業生産法人制度の趣旨にそぐわない。 以上の理由から、その法人の行う農業と直接関連のない動植物性残渣を引き取る事業を農業関連事業に含めることは認められない。					1010	1010020	堆肥減量としての廃棄物(動植物性残渣のみ)の処分料も農業関連事業として認めてください。	堆肥化可能な動植物性残渣のみの廃棄物を堆肥化処分することで農業者は自ら安全な堆肥と安定した収入を確保する事が出来ます。この収入を農業に再投資し自主自立の農業を営む事が出来ます。また新しい社会的責任を果たす事で農業を希望する農業後継者を確保する事が出来ると考えます。	NPO法人 TIES 21 えひめ、(有) フォレストファーム	動植物性残渣と畜糞堆肥を利用した地域資源を活用する農中心の地域環境を保全・活用する地域農村活性化特区	
100110	農業生産法人の事業範囲の拡大	農地法第2条第7項第1号かつ書き	農業生産法人の事業については、農業及び関連事業が過半を占めなければならない。	C		提案にある農業研修事業による収入は、農業関連事業の売上に含まれることはできないが、売上の2分の1未満の範囲であれば同事業を行うことは可能である。 これは、農業及び農業関連事業以外の事業のウエートを制限することで、法人経営のうちの農業以外の部門の業績等が農業部門の安定性を損なうことのないようにしているものである。例えば、提案にある農業研修事業の業績が悪化した場合、農業部門に悪影響を及ぼす恐れがある。以上の理由から、その法人の行う農業とは直接関連のない事業を農業関連事業に含めることは認められない。 なお、研修生等を雇用して農作業に従事させつつ農業教育や技術移転を行うことは、現行制度で可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			御提案にある農業研修事業は、法人の行う農業と一次的な関連をもち農業生産の安定発展に直接結びつくものではないことから、その収入は農業関連事業の売上にも含めることはできない。 なお、事業全体の売上高の2分の1未満の範囲であれば同事業を行うことは現行制度上可能であるので、その範囲内において御提案内容を実現していただきたい。	1022	1022010	農業従事者(現行農業者、新規農業参入者、外国人研修生)への教育等を、農業生産法人が行うことができる農業関連事業に追加する。	現行の農業従事者に対して、農業生産法人による大規模かつ高度の農業技術研修を行い、国内の農業レベルの向上を図る。 新規農業参入者が農業従事者として一本立ちできるための、農業教育及び経営支援活動を行う。 来日中の外国人農業研修生に対して短期集中型の大規模かつ高度の農業技術移転を行う。	株式会社 アグリ熊谷 マロン行政事務所 田口弘嗣	国際農業教育総合センター	

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
100120	農業生産法人の事業範囲の拡大	農地法第2条第7項第1号にかっこ書き	農業生産法人の事業については、農業及び関連事業が過半を占めなければならない。	C		提案にある国際会議等を行う事業による収入は、農業関連事業の売上を含めることはできないが、売上の2分の1未満の範囲であれば同事業を行うことは可能である。これは、農業及び農業関連事業以外の事業のウエートを制限することで、法人経営のうちの農業以外の部門の業績等が農業部門の安定性を損なうことがないようにしているものである。例えば、提案にある国際会議等を行う事業の業績が悪化した場合、農業部門に影響を及ぼす恐れがある。以上の理由から、その法人の行う農業とは直接関連のない事業を農業関連事業に含めることは認められない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			農業関連の講義や国際会議についても、単に農業知識の伝達にとどまらず、生産設備の近代化やそのための資金調達方法・財務管理・販売方法の多様なことを含む経営ノウハウを授ける必要がある。そのためには、これらのノウハウを使って実際に経営を行っている農業生産法人がこれらを主催することによって、適切な講師や講義内容の選択ができることとなる。またこの様な事業を行うことで、農業生産法人自体もさらに成長し、農業生産自体も向上するという相乗効果が期待できる。農業自体は気候などの要因で売上高も変動しやすく、関連事業を充実させることが法人経営を安定させると考える。	御提案にある国際会議等を行う事業は、法人の行う農業と一次的な関連をもち農業生産の安定発展に直接結びつくものではないことから、その収入は農業関連事業の売上に含めることはできない。 なお、事業全体の売上高の2分の1未満の範囲であれば同事業を行うことは現行制度上可能であるので、その範囲内において御提案内容を実現していただきたい	1022	1022020	日本及び世界の農業技術レベルの向上のための、農業関連講義及び国際会議の開催を、農業生産法人が行うことができる農業関連事業に追加する。	日本国内の農業関係の大学教授による特別講義を年2回開催し、国内の農業関係者の知識の向上を図る。 世界各国の農業関係の大学教授を招聘して農業関係の国際会議を開催する。	株式会社 アグリ熊谷 マロン行政 事務所 田 口弘嗣	国際農業 教育総合 センター
100131	農業生産法人以外の農地の権利取得	農地法第3条第2項第2号の2 農地法第2条第7項	農業生産法人の組織形態は、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社に限られている。農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得することができない。	D-2		地方自治法第260条の2の地縁団体やNPO法人が、コウノトリの野生復帰にも資するよう水田を賃借して耕作することについては、構造改革特別区域法第27条の農地法の特例を活用することで実現可能である。 なお、農業生産法人以外の法人に農地の所有権取得を認めることについては、弊害の有効な歯止め策が見当たらず、現段階では困難である。					1027	1027010	豊岡市は、コウノトリと共生してきたまちである。豊岡盆地は、周囲を囲む山から流れ出る豊富な水と肥沃な堆積土によって広い湿地帯が形成されているが、長い歴史の中で人々によって豊かな水田地帯につられてきた。コウノトリはこのような田舎の中で農家の人々と共に暮らし、全国各地から姿を消した後も、唯一豊岡盆地で生き残ってきた。当地方の自然的な水田(窪田)が、コウノトリに最適な生態環境を提供していたからである。 昭和46年、その後の生態環境の悪化によって、ついに日本の空から消えたコウノトリは、今また、人々の努力によってよみがえろうとしている。人工飼育で仲間を増やしたコウノトリが、平成17年秋からかつての水田に舞い戻ろうとしているのである。 しかし、現在の水田は、農機整備によって乾田化され、水系はことごとく分断されたことで水田生物が激減していった。そればかりか、長(狭い)水稲生産調整政策の結果として耕作放棄水田が徐々に出現しており、農地の存続自体が危ぶまれているのである。これを放置すれば、水田はコウノトリの生息地(餌場)にならないのみならず、良好な農地を将来にわたって維持することも極めて困難といわざるを得ない。しかも、農業を取り巻く状況は年々ますます厳しさを増し、専業農家の減少と併せ、農業後継者がほとんどいない状況である。専業農家の減少は、時間と労力を必要とする高品質の農業に振り向き余裕がなく、時間も限られていることが大きな要因である。 一方、市民、国民によるコウノトリ野生復帰への関心が高く、農業への関わりや生きものとの触れ合いを求め、また、自然環境の保全に意欲を持つ人々が増加している。 そこで、本市の自然的な自然環境を基盤とした「コウノトリと共生する水田づくり」をより積極的に進め、農業に従事できる対象者を農家、農業生産法人の他にも門戸を開くことで農業従事者の増加を図る必要がある。これを踏まえた上で、次の二つの構想を提案する。 (1)新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃 (2)学校が実施する環境創造型稲作	その1 <新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃> コウノトリ野生復帰の舞台となる豊岡盆地において、環境創造型農業もしくは水田のビオトープ化を行うための者は、農家あるいは農業生産法人でなくても、農地の所有権、使用貸借による権利、賃借権が取得できることとする。 対象者 地縁団体(地方自治法第260条の2)及びNPO法人(特定非営利活動促進法第2条) その2 <学校が実施する環境創造型稲作> 市内の小中学校の中には「学校田」を設けている学校があり、児童の環境教育の場として効果を上げている。学校田は、水稲生産調整田を所有農家の理解と厚意によって使用させていたものである。ところが、現法では学校田であっても稲作を行う行為は稲作農業者であると看做され、生産調整には該当しない扱いになっている。これでは、せがが(農家の厚意が活かされないこと)になりがちである。確かに、学校田は米を収穫するという要素もあるが、あくまで児童への教育活動の一環であって、生産が主目的ではない。とりわけ、児童に農の喜びを体験させることは、稲を育て食べる喜び、自然への畏敬と感謝など日本の文化の基礎を学ばすことであり、食と命という生きるうえでの根源的な教育である。加えて、農業後継者が不足する今日において、子どもの頃から農に親しみ、魅力に接することは、将来への後継者育成にもつながっていくのではないかと期待される。学校田をコウノトリと共生する地域づくりのひとつと位置づけることで、学校が児童への教育活動の一環として実施する田んぼづくりは、いわゆる「生産」を目的とする水田ではなく、調整水田に位置づけるべきである。	豊岡市	コウノトリ 特区	
100132	農業生産法人以外の農地の権利取得	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項、米政策改革大綱第3の2、米政策改革基本要綱第1の2、米の数量調整実施要綱第5	米の需給調整システムについて、遅くとも平成20年度までに、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき自主的・主体的に需要に応じた生産を行う姿を構築する。このため、平成16年度からの当面の需給調整においては、国は、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、各都道府県産米の需要実績を基礎とした都道府県別の生産目標数量を設定する。これを受け、都道府県・市町村は第三者機関的な組織の検討・助言を受けつつ、需要に応じた米づくりの観点から、市町村別・農業者別の生産目標数量を設定する。	E		今回、米政策について改革を行い、消費者重視・市場重視の基本的な考え方の下、平成16年度からの当面の需給調整については、地域の創意工夫が活かされ、需要に応じた米づくりが行われるよう、地域の米の需要量を基にした生産目標数量を配分する仕組みとしたところであり、このような仕組みの下、都道府県段階や市町村段階で生産目標数量の配分が行われることとなる。 御提案のような農業者の厚意により水田を借り、児童に農業活動を体験させるなどの学校田の取組が教育活動の一環として行われていることは承知しているところであり、食農教育の面のみならず、米の需要の拡大の面からも有効なものと考えているところであるが、地域の米の需要量という観点からは、学校田において生産される米についても、学校行事等において消費されることから他の水田で生産された米と同様に需要としてカウントせざるを得ないと考えている。 他方、本件については、現行の生産調整の仕組みにおいて、水田を貸している農業者に対し市町村から応分の生産目標数量を配分することは可能であるため、市町村等地域の関係者間で配分も含め十分な話し合いを行っていただきたいと考えている。 なお、このような取組が促進され、米の需要の拡大が図られた場合は、生産目標数量に反映される仕組みとなっている。					1027	1027010	豊岡市は、コウノトリと共生してきたまちである。豊岡盆地は、周囲を囲む山から流れ出る豊富な水と肥沃な堆積土によって広い湿地帯が形成されているが、長い歴史の中で人々によって豊かな水田地帯につられてきた。コウノトリはこのような田舎の中で農家の人々と共に暮らし、全国各地から姿を消した後も、唯一豊岡盆地で生き残ってきた。当地方の自然的な水田(窪田)が、コウノトリに最適な生態環境を提供していたからである。 昭和46年、その後の生態環境の悪化によって、ついに日本の空から消えたコウノトリは、今また、人々の努力によってよみがえろうとしている。人工飼育で仲間を増やしたコウノトリが、平成17年秋からかつての水田に舞い戻ろうとしているのである。 しかし、現在の水田は、農機整備によって乾田化され、水系はことごとく分断されたことで水田生物が激減していった。そればかりか、長(狭い)水稲生産調整政策の結果として耕作放棄水田が徐々に出現しており、農地の存続自体が危ぶまれているのである。これを放置すれば、水田はコウノトリの生息地(餌場)にならないのみならず、良好な農地を将来にわたって維持することも極めて困難といわざるを得ない。しかも、農業を取り巻く状況は年々ますます厳しさを増し、専業農家の減少と併せ、農業後継者がほとんどいない状況である。専業農家の減少は、時間と労力を必要とする高品質の農業に振り向き余裕がなく、時間も限られていることが大きな要因である。 一方、市民、国民によるコウノトリ野生復帰への関心が高く、農業への関わりや生きものとの触れ合いを求め、また、自然環境の保全に意欲を持つ人々が増加している。 そこで、本市の自然的な自然環境を基盤とした「コウノトリと共生する水田づくり」をより積極的に進め、農業に従事できる対象者を農家、農業生産法人の他にも門戸を開くことで農業従事者の増加を図る必要がある。これを踏まえた上で、次の二つの構想を提案する。 (1)新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃 (2)学校が実施する環境創造型稲作	その1 <新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃> コウノトリ野生復帰の舞台となる豊岡盆地において、環境創造型農業もしくは水田のビオトープ化を行うための者は、農家あるいは農業生産法人でなくても、農地の所有権、使用貸借による権利、賃借権が取得できることとする。 対象者 地縁団体(地方自治法第260条の2)及びNPO法人(特定非営利活動促進法第2条) その2 <学校が実施する環境創造型稲作> 市内の小中学校の中には「学校田」を設けている学校があり、児童の環境教育の場として効果を上げている。学校田は、水稲生産調整田を所有農家の理解と厚意によって使用させていたものである。ところが、現法では学校田であっても稲作を行う行為は稲作農業者であると看做され、生産調整には該当しない扱いになっている。これでは、せがが(農家の厚意が活かされないこと)になりがちである。確かに、学校田は米を収穫するという要素もあるが、あくまで児童への教育活動の一環であって、生産が主目的ではない。とりわけ、児童に農の喜びを体験させることは、稲を育て食べる喜び、自然への畏敬と感謝など日本の文化の基礎を学ばすことであり、食と命という生きるうえでの根源的な教育である。加えて、農業後継者が不足する今日において、子どもの頃から農に親しみ、魅力に接することは、将来への後継者育成にもつながっていくのではないかと期待される。学校田をコウノトリと共生する地域づくりのひとつと位置づけることで、学校が児童への教育活動の一環として実施する田んぼづくりは、いわゆる「生産」を目的とする水田ではなく、調整水田に位置づけるべきである。	豊岡市	コウノトリ 特区	
100140	特定法人貸付事業における農地法の貸借の解除要件の緩和	農地法第20条	農地等の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、解除、解約を、又は更新しない旨の通知をしてはならない。	C		提案の趣旨は十分に理解しているところであり、真摯に検討したい。	貴省は「提案の趣旨は十分に理解しているところであり、真摯に検討したい。」と回答しているが、いつまでどのような検討をするのか明確にされていない。	真摯に検討したいとのご回答であるので、早期の対応を願いたい。			特定法人貸付事業については、調査の結果弊害の発生は認められなかったことから、今後、評価委員会による評価を行った上で、全国展開を行うこととし、次期通常国会に所要の法律改正案を提出する予定としており、この中で、提案の内容が実現できるよう、検討を行う。	1080	1080010	特区において、特定法人貸付事業により農業生産法人以外の法人が農地を借り受ける場合、農地法第20条に規定する「都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない」との規定については適用しない。	特区内において特例事業の推進を妨げる要因の一つとして、農地所有者が農地を貸すことに対して抵抗感を持っていることが挙げられる。これは、現行の農地法における農地の貸し借り制度が硬直的であり、一度農地を貸すと、なかなか返して貰えないとの意識が強いからである。特に、特定法人貸付事業のように農地の利用者が法人の場合では、なおさら、その意識は強くなる。そのため、特例事業に取り組みやすいように規制の特例を設け、構造改革特区本来の目的である地域の活性化を図る。	神戸市	人と自然 の共生 ゾーン 特区

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、内容」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
100150	世帯員の定義の緩和	農地法第2条第6号	農地法上、「世帯員」とは、住居及び生計を一にする親族をいう。	C		農地法では、農業経営の実態等を考慮し、例えば、農地の権利を取得する場合の下限面積の適用にあたっては、その世帯員(住居及び生計を一にする親族)が権利を有する農地の面積を合算して判断しているところであるが、住所又は生計の異なる者を一つの世帯(経営)と見るとは適当ではない。 農業者の行う農作業の負担の軽減を図ろうとするのであれば、市民を農業者の世帯員とみなさなくても雇用等により市民に農作業を分担してもらうことにより実現可能である。 また、農作業に従事する市民が農地の権利を取得しようとする際に、下限面積要件をクリアしやすくしようとするのであれば、構造改革特別区域法による規制の特例として、10アールを限度として弾力的に引き下げることが可能とする緩和措置を講じているところであり、この特区を活用することにより実現可能である。					1097	1097010	農地所有者の指導により、一般市民を世帯員と同様の位置づけ、土地所有者と共に農業経営ができるよう、農地法第2条第6項(世帯員の定義)についての拡大解釈を提案する。拡大部分として、農地所有者の指導により一定期間農作業に従事し、農業委員会の認定を受けた者は、準世帯員とし、農業従事者の許可により農地における一連の農作業の権限が与えられ、準世帯員が耕作した土地についても農地とみなす。これにより、準世帯員による農業経営のサポートが可能となり、農業従事者の負担を軽減し、地域に一定の割合で農地、農業を残すことができる。	生産緑地内で行われる体験農園は、農業経営の一環として、農地所有者が市民に技術指導や作付指導を行うことを要件とされているが、この指導について、一人で行うことは大変難しい。その為、準世帯員を農業従事者と認められることで都市における農地運営をサポートする。	稲城市	都市農業における市民参加型経営	
100160	農業協同組合の事業範囲の拡大(特定知的障害者授産施設)	農業協同組合法第10条5号	知的障害者授産施設の指定を受けることのできる団体は、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されている。	D-1		農業協同組合法上、厚生農業協同組合連合会が知的障害者通所授産施設を運営することは可能である。(ただし、同連合会が、同施設を運営することにより、現在、同連合会が受けている税制特例措置(法人税等の非課税措置)が適用されなくなり、同連合会の経営状況に大きな影響を与えることが懸念される。さらに、農業協同組合法上、組合員外利用制限(組合員の事業分量の額の5分の1)が課せられる。)	知的障害者授産施設の指定を受けることのできる団体かどうかという判断は厚生労働省になるが、仮に農業協同組合が知的障害者授産施設の指定を受けた場合には、提案内容は実現可能と解して良いか回答されたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の対応策は、法改正により17年度から実施主体の拡大を予定しています。これをふまえて知的障害者福祉法上は実施可能となりますが、農協法上は組合員資格を要求されるという規制が残ることとなります。組合員外利用制限が課せられた状態で支援事業所を運営することは困難と考えますので、組合員の共同利用施設(農協法10条5号)の中での「対応可能」ではなく、医療(同11号)や老人の福祉(同12号)のように組合員資格を要しない形態を容認していただきたい。例えば「障害福祉に関する施設」を新設するとか、12号を「社会福祉に関する施設」にするとかで、知的障害者授産施設を実施主体の定款に明記できるように規制を緩和していただきたい。			農協等は「その行う事業によって組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的」としていることから、組合員以外の者の利用を前提として事業を行うことはできない。 このため、厚生農業協同組合連合会が、知的障害者授産施設の指定を受け、定款においてその旨(共同利用事業を規定し、行政庁の認可を得た場合には同事業の実施が可能であるが、共同利用事業として員外利用制限が掛かることとなる。 仮に農業協同組合法を改正して、農協の事業に「障害福祉に関する施設」を新設したとしても員外利用制限は掛かることとなる。なお、医療事業や老人福祉事業においても員外利用制限が掛かっており、障害者福祉に係る事業は員外利用制限の対象外とすることはできない。	知的障害者授産施設の指定を受けることのできる団体は、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていることにより、医療と福祉が一体となった運営が行われることとなる。特に本町のような過疎地では、病院が地域拠点施設であり、病院が福祉事業を行うことにより、新たな地域づくりが進むことが見込まれ、より一層の地域福祉の増進が図られる。	長野県小海町	医療と福祉連携特区			
100170	旧農業者年金基金経営移譲金受給者が後継者に使用収益権を設定している農地での企業の農業経営参入にかかわる特例措置	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第3項の規定により、なおその効力を有するとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正以前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第4条第1項第2号イ及び第46条第2項第3号、農業者年金基金法施行令(昭和45年政令第266号)第7条、第8条第6号、第12条の2第1号イ、農業者年金基金法施行規則(昭和45年厚生省令第2号)第35条の2、第35条の15、第35条の32及び第35条の33	経営移譲年金の受給に関しては、直系卑属から対象農地の返還を受けた日から1年以内に、地方公共団体又は農業経営基盤強化促進法上に位置付けられた農地保有合理化法人に対し、構造改革特別区域法第27条第3項に規定される特定法人への貸付けの用に供する農地として、所有権又は使用収益権の設定(権利の存続期間が10年以上となる使用収益権の移転又は設定を行う場合に限る。)を行う場合には、支給停止要件から除外されている。	D-1		構造改革特区制度においては、構造改革特別区域法第27条第3項に規定される特定法人への農地等の権利設定を行う主体は地方公共団体又は農地保有合理化法人であり、受給者がこれらの地方公共団体や農地保有合理化法人を経由して特定法人に貸し付けることから、経営移譲年金の支給継続は農業者年金制度上可能である。このため、所定の手続きをとることにより貴提案は実現が可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			農林水産省の回答にある経営移譲年金の支給停止要件から除外されている場合は、子供等から農地の全部の返還を受けた場合であって、その返還に係る農地の全て又は日常生活に必要な最小限度の面積を除く(残農地の全てについて、所有権又は使用収益権の設定を行うものに限られている(農業者年金基金法施行令第12条の2第1号イ及び農業者年金基金法施行規則第35条の15参照)。 したがって、構造改革特別区域法第27条第3項に規定される特定法人に対して、一部の農地の権利設定を行う場合は、経営移譲年金が支給停止することになるので、一部の農地を権利設定する場合であっても経営移譲年金が支給停止としないようにする必要があると考える。	経営移譲を行っていた後継者が、国民年金法第7条第1項第2号に該当し、かつ、耕作又は養蚕の事業に常時従事する者でない場合(サラリーマン後継者)には、当該経営移譲に係る農地の一部を地方公共団体や農地保有合理化法人を経由して構造改革特別区域法第27条第3項に規定される特定法人に貸し付けても、経営移譲年金の支給は停止されない(農業者年金基金法施行令第12条の2第1号イ、農業者年金基金法施行規則第35条の22及び第35条の23)。	農業者の子供等に農地の使用収益権を移転し、農業者が経営移譲年金(独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条の規定により平成13年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号、以下「旧法」という。))を受給している農地において、特区制度を活用し特定法人が農業に参入する手続きの一環として、元農業者が子供等から当該農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されない措置を講ずることにより農地の賃貸料の低減を図り、特定法人の農業経営参入を促進する。	青森県	生命科学活用食料特区構想			
100180	市民農園における農地貸付要件、期間及び貸付け主体)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項	特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	C及びD-2		特定農地貸付けは、レクリエーション目的にも農地を利用したいとの都市住民等の強いニーズに対応するため、本来の産業としての農地利用に悪影響を及ぼさないことが明らかである場合(小面積の農地を短期間かつ定型的な条件で、非営利目的の農作物の栽培のために貸し付ける場合)に限って、極めて例外的に農地法第3条の適用を除外する制度である。 よって、現行の貸付面積10アール未満及び貸付期間5年以内という要件を撤廃することは、農業に影響を及ぼさない範囲での限定的な農地利用という市民農園制度の範疇を超えるものであり、対応は困難である。 しかしながら、市民農園の開設者自らが農業経営を行い、入園者が農作業の一部を行うといういわゆる「農園利用方式」の場合は、これらの要件は設けられていないので、この方式により取り扱われた。 また、貸付主体の緩和については、平成15年4月から特区法により地方公共団体及び農協以外の者による市民農園の開設を可能とする特例が実施されており、農地所有者が市民農園を開設して都市住民等に直接農地を貸付けることも可能となっているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			前回提出したイメージ図のとおり、居住者が敷地内の家庭菜園(農地)において農作業を行うことを想定しているため、市民農園(農園利用方式)では不可能である。自宅から離れた市民農園まで居住者が足を運ぶのではなく、自宅の窓から家庭菜園(農地)の四季折々を眺めつつ、農作業の喜び、楽しさを味わうことにこそ価値がある。そのためには、少なくとも農地所有者が、居住者の敷地の一部という形で、直接居住者へ使用貸借又は賃借を5年という期間を超えて可能にする必要がある。なお、特区の区域は、優良田園住宅建設計画区域を想定していることから、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第5条に基づき、特段の配慮を講じたい。	優良田園住宅の建設の促進に関する法律第5条は、優良田園住宅の建設に際し、対象となる土地を優良田園住宅の用に供するために必要な法律上の手続、すなわち農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更及び農地法に基づく農地転用許可の手続、都市計画法に基づく開発許可の手続の円滑化、迅速化等について適切な配慮をする旨定めている。本法律は、多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことのできる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域等において優良な住宅の建設を促進することを目的としたものであることから、住宅の建設に係る農地転用や開発許可等の手続に関して配慮する旨規定しているものであり、農地を農地として利用することに関する配慮は含まれない。 なお、都市住民等のレクリエーション目的での農地利用は、市民農園制度の範囲内において可能となっているので、「特定農地貸付け」又は「農園利用方式」により取り扱われた。	優良田園住宅(町の基本方針で最低敷地を500㎡と定めている)の建設にあたっては、周辺の農地等を開発区域に含めて、各居住者の家庭菜園として利用することを予定している。面積10a未満、期間5年以内の規制にかかわらず、また農地所有者と各居住者(農地を所有していない者)の間で直接、使用貸借又は賃借が可能となることにより、優良田園住宅の円滑かつ迅速な実現が図られる。	福岡県糸島郡志摩町	志摩町田園居住のまちづくり構想			

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、見直し」	「措置の内容、見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
100190	汚水処理施設整備事業積算基準の統一	無し	規制無し	E		農業集落排水施設の積算指針については、国として強制しているものではなく、規制緩和に該当しない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	積算指針は基本的に農林水産省の積算要綱や国土交通省の設計標準歩掛等を参考に作成されている。その内容は国土交通省の通知による内容と類似している。政府全体として推進する公共事業コスト構造改革プログラム(H15.9.18公共事業コスト縮減対策関係省庁連絡会議)においても、関係省庁が連携した効率的な整備の推進、積算業務の省力化等の推進が掲げられている。 一般的な市町村でそれぞれの基準を作成することは、実質的に困難であるため、国から配布される資料及び県等から示される標準の基準にもとづき、積算業務を行っている。 これにより現在、農林水産省所管の事業については、市町村間の統制、効率化が図られているものと思われる。もし、これを市町村独自の積算基準を作成し、これに基づき行うこととなれば、非効率的であり、全国的に統一が取れないものとなってしまふ。よって、類似事業(下水道、コミュニティプラント等)を含め、汚水処理施設整備事業全般にかかる積算基準の一元化を要望するものである。 確認点 公共事業コスト構造改革プログラム等助案した上で、各府省庁の汚水処理施設整備事業全般にかかる積算基準の一元化を図られたい。これに関して、問題点又は阻害要因等あれば示されたい。			農業集落排水施設の積算については、国として規制しているものではない。	1047	1047040	汚水処理施設整備事業の積算には、事業の種類に応じて国土交通省、農林水産省、厚生労働省それぞれの基準があるため、これを統一する。	国土交通省、農林水産省、厚生労働省の積算基準を統一することにより、設計積算業務を人的・事務的に効率化を図る。	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想
100200	農業振興地域の迅速かつ柔軟な変更	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条、第8条、第10条	都道府県知事は、関係市町村に協議して農業振興地域の指定を行う。農業振興地域の区域内にある市町村は、農業振興地域整備計画を定める。	D-1		農業振興地域の指定については、都道府県知事が関係市町村と協議して定めることとしており、経済事情の変動や情勢の推移により必要に応じて農業振興地域の区域の変更を行うこととしている。 また、農業振興地域整備計画の策定、変更にあたっては、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るために、議会の議決を経て定められた、地方自治法に基づく市町村の建設に関する基本構想に即することとされている。					1049	1049020	地方自治法にいう基本構想いわゆる総合計画及び、新市建設計画に即した指定の実現加えて、現行の複雑な指定の清算	地域の実態に即し、また将来にわたって農業が行なわれることが確実な区域、並びに自然的土地利用のみならず、野菜工場とでもいふべき新たな農業が展開される区域を視野に収めることにより、今以上にキメ細かく丁寧な農業振興策を講じることができる。	高橋良治	「東京都市計画青白特区」構想	
100210	農地法における農地転用許可基準の緩和	農地法第5第2項第3号 農地法施行規則第7条の5第5号	土地造成のみを目的とする農地転用は、農地転用許可基準上、原則転用を認めない	D-1		建築物などの整備を行わない土地の造成のみを目的とする農地転用については、造成後の遊休化防止や投機目的での農地取得の防止を図るため、農地転用許可基準上、原則認めない。ただし、事業目的、主体及び実施地域等について、事前に農業上の土地利用との調整を経た場合等、造成後の施設整備が確実に認められる場合には、例外的に許可対象としている。例として、地方公共団体の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が農村工業等導入促進法の実施計画に基づき工業等導入地区において工場等の用に供される土地を造成するため農地を転用する場合がある。 提案にある協定区域内にわたる隣接の団地の土地について、農業上の土地利用調整を行った上で都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を定めた場合で、当該造成後の施設整備が確実に見込まれる場合であれば、他法令の許認可が得られる等の事業の確実性及び周辺農地への被害防除措置等の要件を満たせば土地の造成のみを目的とした農地転用の許可は可能である。 また、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる施設に供する土地の造成の場合、他法令の許認可が得られる等の事業の確実性及び周辺農地への被害防除措置等の要件を満たせば、土地の造成のみを目的とした農地転用は可能であり、提案の趣旨が実現できることから現行制度で対応可能である。	提案内容は実現可能と解して良いか、			建築物などの整備を行わない土地の造成のみを目的とする農地転用については、造成後の遊休化防止や投機目的での農地取得の防止を図るため、農地転用許可基準上、原則認めない。ただし、事業目的、主体及び実施地域等について、事前に農業上の土地利用との調整を経た場合等、造成後の施設整備が確実に認められる場合には、例外的に許可対象としている。例として、地方公共団体の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が農村工業等導入促進法の実施計画に基づき工業等導入地区において工場等の用に供される土地を造成するため農地を転用する場合がある。 提案にある協定区域内にわたる隣接の団地の土地について、農業上の土地利用調整を行った上で都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を定めた場合で、当該造成後の施設整備が確実に見込まれる場合であれば、他法令の許認可が得られる等の事業の確実性及び周辺農地への被害防除措置等の要件を満たせば土地の造成のみを目的とした農地転用の許可は可能である。 また、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる施設に供する土地の造成の場合、他法令の許認可が得られる等の事業の確実性及び周辺農地への被害防除措置等の要件を満たせば、土地の造成のみを目的とした農地転用は可能であり、提案の趣旨が実現できることから現行制度で対応可能である。	1169	1169010	現在、協定区域内にわたる隣接の団地の土地について第二期事業を推進しておりますが、新市では農村工業等導入促進法の人口要件から計画拡大の適用が困難であり、用途無指定の当該区域に関しては新市全体の検討が加わることにより、事業化に長期間を要すると予想されます。第一期事業の実施には民法34条規定の地方公共団体出資法人による農村工業等導入地区内において団地造成のみの事業として農地転用許可を頂きました。これに対し農村工業等導入促進法の適用区域外においても、掛川市生涯学習まちづくり土地条例に基づく(特別協定区域内に限り、当該公益法人にも団地造成のみを目的とした事業に対して農地転用許可を頂く事が出来れば、早期事業化と財政リスクの軽減ができ、安定税収確保と地元雇用の確保が可能となる工業団地整備の実現が可能となり、ひいては豊かな地域社会と地方の自立を図ることが出来ます。	新エコポリス第2期工事推進計画(概要) 事業名 新エコポリス第2期工事 事業主体 掛川市開発公社 事業規模 19.5ha 事業期間 平成17年度～平成22年度	静岡県掛川市	生涯学習土地条例特区	
100220	農村地域工業等導入促進法における農村地域要件の緩和	農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第2条第1項 農村地域工業等導入促進法施行令(昭和46年政令第280号)第1条から第3条 農村地域工業等導入促進法の運用について(昭和63年8月18日付63構改B第855号、63立局第862号、職発第462号、貨経第38号、農林水産省構造改善局長、通商産業省立地公害安定期長、労働省職業安定局長、運輸省貨物流通局長通知)第1	農村地域工業等導入促進法第2条及び同施行令第1条から第3条に規定する農村地域は、人口要件等の基準により、線引きを行っている。しかしながら、「農村地域工業等導入促進法の運用」について、第1の規定により、市町村合併等により農村地域工業等導入実施計画の樹立後農村地域の要件を満たさなくなったとしても、その実施計画は有効なものであると解されている。	D-1		当市は既に農村地域工業等導入実施計画を策定済みであることや、「農村地域工業等導入促進法の運用」について、第1の規定により、市町村合併等により農村地域工業等導入実施計画の樹立後農村地域の要件を満たさなくなったとしても、その実施計画は有効なものであると解されていることから、ご要望の「人口要件等の緩和、若しくは経過的措置」は不要である。	貴省から「その実施計画は有効なものであると解されていること」との回答であるが、この根拠を示されたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい			「農村地域工業等導入促進法の運用」について、(昭和63年8月18日付63構改B第855号、63立局第862号、職発第462号、貨経第38号、農林水産省構造改善局長、通商産業省立地公害安定期長、労働省職業安定局長、運輸省貨物流通局長通知)第1の規定では、「法の対象となる農村地域は、法第2条第1項の規定及び農村地域工業等導入促進法施行令(昭和46年政令第280号、以下「令」といふ。以下)第1条から第3条までの規定により定められている。これらの規定により定められている要件は、農村地域工業等導入実施計画(以下「実施計画」といふ。)を樹立する時点で満たされていなければならないが、実施計画の樹立後これらの要件を満たさなくなったとしても、その実施計画は有効なものであると解する。」とされている。 このため、市町村合併が行われる予定である平成17年4月1日までに、新エコポリス第二期区域を工業等導入地区とする現行実施計画の変更手続きを行えば、当該実施計画は合併後も引き続き有効なものとなることから、早急に現行実施計画の変更手続きを行っていただきたい。	1170	1170010	掛川市における新エコポリス工業団地は、農村地域工業等導入促進法に基づき(農工計画を平成12年度に策定し、掛川市全額出資の公益法人を事業主体として実施し、現在までに1期工事に概ね目処がつき、17年度より2期工事に着手したいと考えておりますが、平成17年4月の市町村合併により当市の人口は8万人から11万人になり、当該法令において農村地域としての要件(人口10万人以下、人口増加率全国平均以下、第2次産業就業者比率全国平均以下)を満たさなくなり、本計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また工業団地計画を推進することによる新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村合併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過的措置について提案するものです。	新エコポリス第2期工事推進計画(概要) 事業名 新エコポリス第2期工事 事業主体 掛川市開発公社 事業規模 19.5ha 事業期間 平成17年度～平成22年度	静岡県掛川市	農村工業早期着手特区	

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	
100230	林地開発許可申請手続きの簡素化	森林法第10条	地域森林計画の対象森林において1haを超える開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可を受けることが必要。都道府県知事は、森林の現に有する災害の防止や水源のかん養、環境の保全等の機能の観点から審査し、特に支障がない場合は、許可しなければならない。	C		森林は災害の防備等の公益的機能を発揮していることから、その土地の形質の変更に当たっては、森林が現に有する当該機能の発揮に支障が生じないよう、森林法に基づき都道府県知事に許可申請を行うことが必要とされ、この場合、都道府県知事は、災害の発生などのおそれがないと認めるときは、これを許可しなければならないとされていることである。 本提案にあるように、当該許可の手続きを簡素化した場合には、十分な審査が確保されず森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じるおそれがあることから、対応困難である。 また、都道府県知事は、行政手続法に基づき許可申請から処分までに通常要すべき標準的な期間を定め、計画的に事務を進めているところであり、提案理由にある「申請期間は作業を行うことができないことが特に事業の妨げになるとは考えられない。」 なお、本提案においては、林地開発許可処分の手続きの簡素化に係る具体的な規制の特例事項の内容が不明となっている。	提案は滑走路を建設することであるが、度林地開発の申請を行った地の地目変更をした場合に再度林地開発許可が必要かどうか回答されたい。			既に許可を受け実施している開発行為の目的を変更する場合や開発行為の対象地を拡大して継続する場合には、既に許可を受けた行為との関連を踏まえ改めて許可を受けることが必要である。	1095	1095020	4000m滑走路の建設	民間企業	馬毛島飛行場特区構想			
100240	森林組合の農業経営の実施	森林組合法第9条第1項、第2項	森林組合は、森林所有者の経済的社会的地位の向上と森林の保続培養・森林生産力の増進という目的において、森林所有者の協同組織として組合員のために直接奉仕することを旨として事業を行うこととされており、その目的に関係ない農業の経営は行えないものと解されている。	C		森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るといふ公益を目的とする法人であり、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うものである。また、協同組織としての性質上、組合員である森林所有者に対する直接的な奉仕として事業活動を行い、サービス提供をするものであり、組合としての主体的事業活動である農業経営を行うことは適当でない。 さらに、農業経営を行うに際しては、農業に常時従事するための組織的な体制整備等が必要であり、森林組合の組織体制や経済基盤に与える影響は大きく、森林の適正な管理という公益的な機能を果たすべき社会的責務の発揮に支障を来すおそれもある。 なお、森林組合が組合員の所有する森林(竹林を含む)の施設や経営の委託を受け適切な管理を行うことや、組合員の所有する竹林から生産されるタケノコの生産や販売を行うことは、組合が行うことができる事業として認められているところであり、また、森林組合による農作物の栽培等の農作業の実施についても、その労働力を活用し、組合員の委託を受けて行うことについても既に認められているため、提案目的である森林組合の新たな業務の開始は農業経営を行わなくとも実現可能であると考えている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			採算性の悪化により、組合員が森林施設に経費負担しない状況のなかで、組合員の遊休農地を借り受けて農業経営を行い、その収益を森林施設の経費に充てることにより、組合員への一層充実したサービスの提供が可能となる。 近年森林組合において、若年の作業員が増加し、一方施設面積が減少しているなかで、春から夏の比較的余裕のある時期に、農業経営を行うことは、雇用を安定的に確保し、継続的な森林施設を可能にすることができる。 農業で収益を上げるためには、栽培技術や販路開拓など経営者の感覚が重要であり、作業受委託では、農業経営の実施については、組合理事の2/3以上の同意を得ること、農業経営による収益が、組合全体の収益の1/3を越えないことを要件とする。 金沢市では、実施地区について、森づくり条例に基づき協定を締結した、森づくりの意欲のある地区を対象とする。	森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るといふ公益を目的とする法人であり、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされており、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされており、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされており、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされていることである。 また、協同組織としての性質上、組合員である森林所有者に対する直接的な奉仕として事業活動を行い、サービス提供をするものであり、組合員への直接奉仕の側面から、組合の雇用する森林従事者の福利厚生施設としての農地の取得管理は適切でないと考えている。 なお、森林組合による農作物の栽培等の農作業の実施については、その労働力を活用し、組合員の委託を受けて行うことは組合が行うことができる事業として認められているところであり、このような事業を通じ、提案目的である、山村過疎地域における新たな農作業コントラクターの形成は促進されるものと考えられる。	特定農地貸付けは、主として都市住民の利用に供される農地で相当数の者を対象とし、定型的な条件でレクリエーションその他利用を目的とし、農作物の栽培に供するための農地の貸付けであり、一般公衆に広く農業体験の機会を持ってもらうというものである。 また、構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付けにおいては、市民農園の開設主体が地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大されており、多様な主体による市民農園の開設が可能となっている。 しかしながら、森林組合は、事業によって組合員のために直接の奉仕を行うこととされており、組合員ではない一般公衆に広く農業体験の機会を提供する市民農園の開設は、森林組合の事業趣旨とは合致しないため、その開設は困難であると考えている。	森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るといふ公益を目的とする法人であり、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされており、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされていることである。 また、協同組織としての性質上、組合員である森林所有者に対する直接的な奉仕として事業活動を行い、サービス提供をするものであり、組合員への直接奉仕の側面から、組合の雇用する森林従事者の福利厚生施設としての農地の取得管理は適切でないと考えている。 なお、森林組合による農作物の栽培等の農作業の実施については、その労働力を活用し、組合員の委託を受けて行うことは組合が行うことができる事業として認められているところであり、このような事業を通じ、提案目的である、山村過疎地域における新たな農作業コントラクターの形成は促進されるものと考えられる。	1149	1149010	森林組合が行うことのできる事業の種類の拡大	石川県金沢市	金沢伝統的加賀野菜生産特区
100250	森林組合が雇用する林業従事者の福利厚生施設として農地取得管理(賃借)を可能とする特例措置	森林組合法第9条第1項、第2項	森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るといふ公益を目的とする法人であり、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされており、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされていることである。 また、協同組織としての性質上、組合員である森林所有者に対する直接的な奉仕として事業活動を行い、サービス提供をするものであり、組合員への直接奉仕の側面から、組合の雇用する森林従事者の福利厚生施設としての農地の取得管理は適切でないと考えている。 なお、森林組合による農作物の栽培等の農作業の実施については、その労働力を活用し、組合員の委託を受けて行うことは組合が行うことができる事業として認められているところであり、このような事業を通じ、提案目的である、山村過疎地域における新たな農作業コントラクターの形成は促進されるものと考えられる。	C		森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るといふ公益を目的とする法人であり、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされており、その目的の達成に必要な範囲内において事業を行うこととされていることである。 また、協同組織としての性質上、組合員である森林所有者に対する直接的な奉仕として事業活動を行い、サービス提供をするものであり、組合員への直接奉仕の側面から、組合の雇用する森林従事者の福利厚生施設としての農地の取得管理は適切でないと考えている。 なお、森林組合による農作物の栽培等の農作業の実施については、その労働力を活用し、組合員の委託を受けて行うことは組合が行うことができる事業として認められているところであり、このような事業を通じ、提案目的である、山村過疎地域における新たな農作業コントラクターの形成は促進されるものと考えられる。	森林組合法第9条第2項第13号「組合員の福利厚生に関する施設」の施設として、市民農園を開設し、組合員も含めた不特定多数者を募集することとして森林組合が市民農園の開設主体になり得ないか回答されたい。			特定農地貸付けは、主として都市住民の利用に供される農地で相当数の者を対象とし、定型的な条件でレクリエーションその他利用を目的とし、農作物の栽培に供するための農地の貸付けであり、一般公衆に広く農業体験の機会を持ってもらうというものである。 また、構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付けにおいては、市民農園の開設主体が地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大されており、多様な主体による市民農園の開設が可能となっている。 しかしながら、森林組合は、事業によって組合員のために直接の奉仕を行うこととされており、組合員ではない一般公衆に広く農業体験の機会を提供する市民農園の開設は、森林組合の事業趣旨とは合致しないため、その開設は困難であると考えている。	森林整備や中山間地域の振興に資すると認められる場合、総会の特別議決事項(議決権の2/3以上)を条件に、森林組合が林業従事者の福利厚生施設として農地取得管理(賃借)の実施を可能とする。(国が所有面積に一定の上限を定める。) なお、福利厚生施設としての農地取得管理の内容は、森林組合が農業経営を実施するものではなく、森林組合に雇用される林業従事者が自主的に地域振興の担い手としてのスキルアップに利用する施設とする。	1167	1167010	和歌山県	(現 新ふるさと創区計画)			
100260	イルカ(小型鯨類)捕獲禁止の解除	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第82条第1項、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第82条第1項ただし書きの規定に基づく漁業法施行規則第1条第1項	イルカ(小型鯨類)を対象とする漁業は、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」により原則禁止し、都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けた場合は例外としてイルカ漁業を営むことができることとしている(第82条第1項)。都道府県知事は、水産庁長官通知「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴う鯨類(イルカ等小型鯨類を含む)の捕獲・混獲等の取扱いについて、第三の2の(1)に従って、「小型鯨類管理方針」に基づき水産庁が設定する都道府県別鯨類別捕獲枠を越えない範囲内で捕獲が行われるよう制限又は条件を付加した許可を発給している。 なお、水産庁は、イルカの資源枯渇の恐れ等が反捕鯨国又は内外の環境団体から喧伝されている現状に鑑み透明性ある対応が必要のため、新たな捕獲枠の設定の要請に関しては、既設定の捕獲枠内でのみ認めるところを原則とし、特例の要請に関しては、要請都道府県と独立行政法人水産総合センター・遠洋水産研究所との協力の下で実施される要請鯨類の資源量調査の結果を踏まえて、新たな捕獲枠が可能と判断された場合に限り捕獲枠を設定することとしている。	D-1		長崎県については、これまで、漁業被害への対応としてイルカの捕獲(駆除)を行ったことはあったが、県知事許可に基づきイルカ漁業の操業態勢はなかった。しかしながら、長崎県よりイルカ漁業捕獲枠設定の要請があったため、現在、操業許可の発給に必要な捕獲枠を定めるべく独立行政法人水産総合センター・遠洋水産研究所と協力してイルカの資源量調査を実施し、捕獲枠の設定について検討しているところである。 なお、水族館(イルカパーク)へのイルカの補充については、他の水族館と同様に、他県等で営まれるイルカ漁業を通じて捕獲されたイルカを購入することで対応可能である。	提案主体から「地元漁業協同組合が数年にわたり長崎県を通じて水産庁に捕獲枠の確保の働きかけを行っている」との意見があるが、貴省からの回答には「業許可の発給に必要な捕獲枠を定めるべく独立行政法人水産総合センター・遠洋水産研究所と協力してイルカの資源量調査を実施し、捕獲枠の設定について検討している」とある。いっそのような検討結果が出されるのか具体的に回答されたい。			水産庁としては、適正なイルカ資源管理の観点から、捕獲枠の配分は目視調査の結果に基づき資源量推定の後に行うべきと考えている。かかる原則に基づき、長崎県からの「バンドウイルカの捕獲枠設置要請を受けて2回の資源調査(目視調査)を行ったが、いずれの調査でもバンドウイルカの目視はゼロであったため(2回目の調査でカメライルカのみ4頭目視)、対象水域の資源量推定を行うことが出来なかった。今後、長崎県に対し捕獲枠の配分を行うためには、まず、資源状況を明らかにする必要があるが、そのためには、目視調査等を継続して実施することが不可欠であるため、捕獲枠配分に至るまでにはしばらく時間がかかるものと想定される。 水産庁としては、長崎県に対して調査の実施を要請するところもいたし、現時点では調査実施の意向はない模様。本年度も目視調査を実施することとしており、また、状況に応じて明年度以降も調査の継続を検討することとしている。 なお、イルカパークへのイルカの供給については、現状でもともた、他水族館と同様に調査実施している他県からの購入に対応することが可能であることを申し添える。	1041	1041010	志岐市勝本町のイルカパークのイルカの減少と老化が進んでいることから、イルカを新たに当該施設に補充するため、志岐県におけるイルカの捕獲禁止の解除を特区として実施することを要請する。	長崎県志岐市	イルカと遊ぶ地域づくり特区			

10 農林水産省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要（対応策）	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
100270	漁業生産組合の事業範囲の拡大	水産業協同組合法第78条 漁業生産組合は、漁業及びこれに付帯する事業を行うことができる。	漁業生産組合は生産面における労働の協同化を図るものであり、漁業及び、これに付帯する事業を行うことができる。	D-1		漁業生産組合の組合員が共同出資して会社を設立し、当該会社が提案の事業を行うことについて水産業協同組合法上の規制はなく、こうした取組により、ご提案にあるような体験漁業又は観光漁業事業を行うことは可能である。ただし、文面からは提案主体の要望が必ずしも明確ではないため、現在提案主体と連絡を取り、内容を確認しているところである。	漁業協同組合は、水産業協同組合法第11条第1項第8号により「漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用」ができることとしているが、漁業生産組合において体験漁業又は観光漁業事業を行うことは可能か回答されたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	府内の漁業生産組合の経営については、近年の漁獲量の減少と魚価の低迷により、非常に厳しい現状にある中で、漁業生産組合が体験漁業や漁業見学などの「海業」に取組むことは、水産物の消費拡大や観光事業の収益による経営体質の強化になります。一方、組合員の共同出資による分社化は、組合の経営規模から見て、経営の弱体化が危惧され、漁業生産組合で取組む方が漁業への波及効果も期待でき、組合経営の安定につながるものと考えますが、漁業生産組合が行う業務として認めない理由を教授願います。			1133	1133010	水産業協同組合法における漁業生産組合に認められている事業（漁業生産組合は、自ら採捕又は養殖した漁獲物を販売、あるいはこれを加工して売ることができるが、これ以外ではない）の範囲の拡大で、具体的には漁業生産組合が自ら営む定置網漁業を対象として、新たに体験漁業又は観光（見学）漁業事業を導入実施するための規制緩和措置。	漁業生産組合が自ら営む定置網漁業の生産販売活動の効果的な実施等を図るため、体験漁業を行う場合には「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく「遊漁船業登録業者」に、また、観光（見学）漁業を行う場合には「海上運送法」の「届出事業者」となり実施する。 なお、これらの事業は、自らが営む漁業に付帯する事業として位置付けるものである。 特区導入を通じて、一般国民の漁業への理解が深まるとともに、生産者の顔が見える漁獲物の効果的な販売を実現する。 また、観光業者等とも連携して事業を行うことにより、地元での観光振興や地域の活性化等を図る。	京都府	海業推進構想	
100280	漁港用地の無償利用又は買取の可能化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府各庁の長の承認を受け、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	D-1		補助金は国費を特定の行政目的達成のために交付しているものではないか、その交付の目的に反して使用する場合にあっては、個別の事案ごとに審査を行っており、補助目的の達成状況を考慮した上で、漁港の機能に支障がなければ目的に使用することは可能と考える。	提案主体の主旨は、新たな税財措置を求めていることから、再検討は行わない。					1162	1162010	使用頻度が低い漁港用地を民間事業者が民間のノウハウを活かし、将来的に用途にとらわれずに高度に活用し、漁港の活性化に資する事業を展開することを可能にするため、補助事業等により取得した漁港用地について、利用目的が漁港の活性化に資するものであり、その利用計画を管理者が承認した場合について、漁港用地の必要な部分について、使用期間の借地料を無料、または民間事業者が特に希望する場合には、有償譲渡することを可能にするもの。		上五島町漁業協同組合	上五島水産業活性化プラン
100290	遊休漁船のリース事業の可能化	水産業協同組合法第11条第1項	漁業協同組合は、組合員のために水産業協同組合法第11条に規定する事業を行うことができる。	D-1		漁業協同組合は、組合員のために資源管理事業、経済事業や福利厚生事業等を行い、もって漁業者の経済的社会的地位の向上を図ることを主目的としている法人であり、また、漁村等住民に漁業者の多い地域においては漁業協同組合は自治会のような機能を併せ持つ地域の主要な担い手でもあることから、漁業協同組合の施設の員外利用を認め、もって地域に資することとしている。 ご提案について、組合員の所有する漁船を組合員以外の者に貸し出すことはできないとの規制は存在せず、また、個人の所有物について漁業協同組合が財産権の処分を制限できる権限はないため、組合員がマリネジャーのために漁船を貸し出すことは組合員の意思によるものと考えられる。 なお、漁業協同組合がマリネジャーを営めるようにとの要望であるとするれば、マリネジャーの内容が不明確であるが、漁業協同組合は、漁業にとって重要な漁場の安定利用を確保するため、組合員の労働力を利用して漁場を総合的に利用する事業を営むことができることとされており（水産業協同組合法第11条第1項第8号）、例えば漁場におけるダイビング案内などは現行制度において可能である。 また、漁業協同組合は組合員のために直接の専任をすることを目的としていることから、例えば塩干物を生産する組合員のために製塩業を営むことや、組合員が排出した廃棄物を処理することは、組合の目的に合致しており水産業協同組合法上は差し支えなく、また、これらの事業を営むに当たり、定款で定めるところにより、員外利用をさせることも可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。					1162	1162020	水産業協同組合法に規定されている。組合においてできる事業の範囲は規定されており、組合員以外に組合員の漁船をリースする事業や組合が営む事業は認められていないか、制限がありえない。	漁業者の減少により生じた、漁協組合員の所有する遊休漁船については、漁協組合員以外の一般人にリースすることは出来ないこととされている。しかしながら、これらを活用して、新たな漁業参入予定者にリースを行ったり、マリネジャーの開拓や製塩事業、運搬事業等の実施が制約や規制が緩和されることにより、組合経営の安定や地域における水産基盤の強化、さらには漁業後継者の育成などにも繋げていけるもの。	上五島町漁業協同組合	上五島水産業活性化プラン
100300	「たら」輸入割当に関する申請者の資格要件の緩和	輸入貿易管理令第9条 輸入発表	「Q品目である「たら」の申請資格として、先着順割当てに関して「輸入契約（一の輸入契約が20トン以上のものに限る。）を締結していること」を要件としている。	C		「たら」を含めた水産物の輸入割当ては、限定的な輸入数量を適切且つ円滑に運用できるよう、その貨物を輸入する意志と能力があり、かつ当該輸入を行うのに最も適当であると認められる者に対して行われるものである。 このことから輸入割当て申請については、流通実態、割当て制度の運用等を踏まえて定められた一定の資格要件を満たした者のみが申請できるようになっており、また、当該資格要件は全国一律で実施することにより輸入割当ての目的を達成できるものである。そのため、一部の地域に限ってこれを緩和することは勿論、流通実態、割当て制度の運用等の議論を抜きには全国的にも緩和することが適当でない。 最低取扱数量20トンの資格要件については、過度に細分化した割当てが貿易障壁となっていると輸出国から指摘されたことから設けたものであり、先着順割当てにおいて当該資格要件を緩和することが、現在の流通実態に照らして当初の規制趣旨と矛盾するものでないか、関係府庁、関係者及び関係国との間で整理をする必要がある。 従って、特区内において当該資格要件を緩和することは困難であるとともに、現時点では、全国的にいつ、何ができるとは確約できない。	たらの漁獲量が減少していることにより、輸入数量全体が限定的となるとしても、限定された輸入数量を実施するため先着順割当ての資格要件を20トンとする理由が明確ではない。また、20トンの資格要件が中小の輸入業者が参入する際の障壁となっていないかどうかという点についても明確ではない。さらに、資格要件の緩和について関係府庁、関係者及び関係国との間で整理する予定の有無についても明確ではない。これらの点についても、再度検討し回答されたい。	B-2				1189	1189010	毎年度示される。「たら」の輸入割当の申請者の資格要件中、一の輸入契約が20トン以上という、要件を緩和する	「たら」は国内でも弁当、仕出しなど外食産業で需要が高いが、資源が徐々に減少し、とまった漁獲量が無いため「輸入契約20トン以上」という要件をクリアすることが難しく、輸入枠を有効に活用していない。そこで、資格要件を緩和することで中小の輸入業者が市場に参入し、市場の価格の独占を防ぎ、市場が自由化・活性化される。	有限会社 チャー フィッシュ 社団法人 中国地 域ニュービ ジネス協議 会	「たら」の輸入割当申請数量の緩和